

番号	508
特定事業の名称	夜間大学院留学生受入れ事業
措置区分	省令、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「留学」の在留資格に係る基準において、専ら夜間通学して教育を受ける場合は除くこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の夜間において授業を行う大学院の研究科において教育を受ける留学生について、当該大学院の置かれている大学による在籍管理が徹底されることを前提として、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときには、現行の「留学」の在留資格に係る基準のうち専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている基準を適用しないこととし、また、当該留学生について現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし